

憲 法

A 会社は、同社内の労働組合が内部で対立し B 組合と C 組合との二つに分裂した後、B 組合のみを唯一の組合と認めて C 組合との団体交渉を拒否し、その弱体化をはかった。これに対して C 組合が D 地方労働委員会（以下、「D 地労委」とする。）に救済の申立てをしたところ、D 地労委は、A 会社に対して団体交渉に応じるべきことを命じた。また、A 会社の行為が不当労働行為に当たると認定された旨、A 会社がその行為を陳謝する旨、および、将来同種の行為をくり返さない旨を記載した看板を会社内の目立つ場所に掲示すべきことを命令した。そこで、A 会社はこれは屈辱的なもので無効だとしてその看板の掲示命令の取消を求めて出訴した。

この中に含まれる憲法上の問題点について論述せよ（名誉毀損における謝罪広告命令との比較を含むこと）。（配点：25 点）

民法

A（6歳）は、某年某月某日午後3時ころ、某道路上において、自転車を運転し、一時停止を怠って時速約15kmの速度で交通整理の行われていない交差点内に進入したところ、同交差点内に減速することなく進入してきたB株式会社の従業員で、仕事中のKが運転する自動車と接触し、転倒した（以下「本件交通事故」という。）。

Aは、本件交通事故後直ちに、救急車でCが経営するC病院に搬送された。民間病院であるC病院院長のD医師は、Aを診察し、左頭部に軽い皮下挫傷による点状出血を、顔面表皮に軽度の挫傷を認めたが、Aの意識が清明で外観上は異常が認められず、Aが事故態様について自動車と軽く衝突したとの説明をし、前記負傷部分の痛みを訴えたのみであったことから、Aの歩行中の軽微な事故であると考えた。そして、D医師は、Aの頭部正面及び左側面から撮影したレントゲン写真を検討し、頭がい骨骨折を発見しなかったことから、Aについて頭部のCT検査をしたり病院内で相当時間経過観察をするまでの必要はないと判断し、前記負傷部分を消毒し、抗生物質を服用させる治療をした上、A及びXら（Aの両親）に対し、「明日は学校へ行ってもよいが、体育は止めるように。明日も診察を受けに来るように。何か変わったことがあれば来るように。」との一般的指示をして、Aを帰宅させた。

Xらは、Aとともに午後5時30分ころ帰宅したが、Aが帰宅直後におう吐し、眠気を訴えたため、疲労のためと考えてそのまま寝かせたところ、Aは、夕食を欲しがることなく午後6時30分ころに寝入った。Aは、同日午後7時ころには、いびきをかいたり、よだれを流したりするようになり、かなり汗をかくようになっていたが、Xらは、多少の異常は感じたものの、Aは普段でもいびきをかいたりよだれを流したりして寝ることがあったことから、この容態を重大なこととは考えず、同日午後7時30分ころ、氷枕を使用させ、そのままにしておいた。しかし、Aは、同日午後11時ころには、体温が39度まで上昇してけいれん様の症状を示し、午後11時50分ころにはいびきをかかなくなったため、Xらは初めてAが重篤な状況にあるものと疑うに至り、翌日午前0時20分ころ、救急車を要請した。救急車は5分後にXら方に到着したが、Aは既に脈が触れず呼吸も停止しており、同日午前0時45分、L病院に搬送されたが、同日午前1時に硬膜外血しゅにより死亡した。

硬膜外血しゅは、骨折を伴わずに発生することもあり、また、当初相当期間の

意識清明期が存することが特徴であって、その後、頭痛、おう吐、傾眠、意識障害等の経過をたどり、脳障害である除脳硬直が開始した後はその救命率が著しく減少し、仮に救命に成功したとしても重い後遺障害をもたらすおそれが高いものであるが、早期に血しゅの除去を行えば予後は良く、高い確率での救命可能性があるものである。したがって、交通事故により頭部に強い衝撃を受けている可能性のあるAの診療に当たったD医師は、外見上の傷害の程度にかかわらず、当該患者ないしその看護者に対し、病院内にとどめて経過観察をするか、仮にやむを得ず帰宅させるにしても、事故後に意識が清明であってもその後硬膜外血しゅの発生に至る脳出血が進行することがあること及びその典型的な前記症状を具体的に説明し、事故後少なくとも6時間以上は慎重な経過観察と、前記症状の疑いが発見されたときには直ちに医師の診察を受ける必要があること等を教示、指導すべき義務があった。

他方、Xらにおいても、除脳硬直が発生して呼吸停止の容態に陥るまでAが重篤な状態に至っていることに気づくことなく、何らの措置をも講じなかった。

なお、本件交通事故は、Kが本件交差点に進入するに際し自動車運転手として遵守すべき注意義務を懈怠し、Aも交差点に進入するに際しての一時停止義務、左右の安全確認義務を怠ったことにより発生したものである。

以上のような事実関係のもとで、Xらは損害賠償を請求しようと考えている。あなたは、BとCはどのような民法上の責任を負うべきであると考えるか。ただし、自動車損害賠償補償法上の責任に言及する必要はない。

(配点：25点)

刑 法

甲は、フグ漁の町下関から東京に出て来て 40 年余り、老いた父 X と 2 人で暮している。下関に住んでいたころ、X は近所の仲間と一緒に素人調理のフグを食べた折に、仲間はみな中毒になり、半分以上が死んでしまったのに、X ただ一人何事もなかったので、「フグ毒に負けない男」として評判になったことがあった。実は、X が食べた鍋のフグが、たまたま毒性が非常に弱かっただけのことであったが、X も甲も、そのことを知る由もなかった。

その X がある日、X の介護に疲れ果てている甲に「フグが食いたい。」と言い出した。

家の近くでフグ料理を出す店も知らず、フグ調理の経験が全くない甲は、今更面倒なことを言わないでほしいと考えたが、「フグとホウレンソウと一緒に食べると死ぬ」という話を子供のころ聞いたように思っ、「親父はフグだけでは死なない男だが、ホウレンソウと一緒に食べさせれば死ぬに違いない。そうすれば、もう親父の面倒を見る必要もなくなる。」と考えるに至った。「フグとホウレンソウと一緒に食べると死ぬ」ということの真偽も明らかではないが、甲はすっかりこの計画を実行する気になって、下関の友人 A に電話をかけ、「親父がフグ料理を食べたがっているので、フグを 1 尾送ってくれ。おれはフグの調理には慣れてるから、自分で調理する。」と依頼した。

2 日後、甲は届いたフグをホウレンソウと合わせて適当に調理し、X に供したところ、好物にありついた X は食べ急ぐ余り、最初の一口のフグを喉に詰まらせて激しく咳き込み、そのまま窒息死してしまった。

X の葬儀が済んだ晩、A は甲のところに来て「あんたは、本当にフグ調理の経験があるのか。お父さんが急に亡くなられたので、気になって、警察に話しに行こうかと思っているくらいだ。」と問い質した。甲は、知識も経験もないままフグを調理して X に出したことを警察に知られては困ると思、「それを言ったら、おしまいだぞ。」と言いながら手を開いて首の近くで振り動かし、首を刎ねるような動作をした。A は、「確かに、甲の話の不審に思いながらもフグを送ってしまった自分にも責任がある。自分がこの件で処罰されると、死刑を含む厳罰を科されるのかもしれない。」と考え、「もちろん、話したりなんかしないよ。」と答えた。甲も、「しっかり頼んだぞ。」と声を荒げて念を押した。

以上の事例における甲の罪責を論じなさい（特別法違反の点は除く。）

（配点：25 点）